



各 位

平成20年5月26日

会 社 名 株式会社フライングガーデン
代 表 者 名 代表取締役社長 野沢八千万
(J A S D A Q ・ コード 3 3 1 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 片柳紀之
(T E L : 0 2 8 5 - 3 0 - 4 1 2 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成20年6月25日開催予定の第27期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するために、取締役の任期を現行の2年から1年に変更するものであります。
- (2) 補欠監査役の選任とその効力について明確にするため、第35条を新設するものであります。
- (3) 上記に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月25日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成20年6月25日(水曜日)

以上

< 別紙 >

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 2 3 条 ~ < 条文省略 > 第 3 4 条 < 新 設 ></p> <p>第 3 5 条 ~ < 条文省略 > 第 4 9 条</p>	<p>(取締役の任期) 第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 < 削除 ></p> <p>第 2 3 条 ~ < 現行どおり > 第 3 4 条 (補欠監査役の選任と効力) 第 3 5 条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 <u>2 補欠監査役の選任決議は議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。</u> <u>3 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 3 6 条 ~ < 現行どおり > 第 5 0 条</p>

以上